



今月のテーマ

下取り回収は廃掃法の特例扱い 〈許可不要の意義は？〉

1. 許可不要とする理由と根拠

「製品を販売する際に、同種の製品で使用済のものを無償で引き取り、収集運搬する行為が商習慣として行われている場合には、この行為は製品販売行為の一環であり、廃棄物処理業には該当しない。」

上記の内容は、廃棄物処理法及び同政令、省令には記載されていない。

廃棄物処理法にかかる通知（平成25年3月29日付環産第13032910号）「産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取り扱いについて」の通知 第1の14その他（2） に明記されている。

2. 許可不要とする理由と根拠

廃棄物処理法の本来の規定からすると、下取り品であっても、不用物であれば産業廃棄物に該当し、その回収・運搬の際は許可ある収集運搬業者及び処分業者への委託が要求されるケースです。

ところが、廃棄物処理法の成立以前からの商習慣として下取り回収制度が存在し、一定の機能（資源化、減量化など）を果たしている事情を考慮し、下取り回収制度を廃棄物処理法の例外、すなわち収集運搬業の許可不要という特例容認の通知です。

3. 「許可不要とする下取り回収の原則」

- ① 新しい製品を販売する際に使用済の同種の製品を引き取ること。
- ② 無償で引き取ること。
- ③ 製品の使用前後で性状が変化しないこと。
- ④ 下取り行為が商習慣として行われていること。

4. 許可不要の背景

- ① 下取り回収行為が可能なのは、当該製品の製造業者、同代理店及び販売業者である。一般貨物免許の運搬業者が行う貨物の運搬と不用品の回収をすべて許可不要の下取り回収行為と認めているものではない。
- ② 製品の製造者、販売者の指示、管理の下に製造者又は販売者の業務の一環として製品の運搬、設置と併せて同種の使用済製品の回収を下取り回収と規定している。その結果、産廃の収集運搬業の許可を要しないと規定している。
- ③ 特に業務の主たる目的が不用品の回収ではなく、あくまでも新製品の納入と納品に伴う設置業務の取引条件であり、販売活動の結果としての使用済製品の回収を許可不要として容認している。

5. 搬入先の限定

- ① 下取り回収した物の運搬先は、製造者・販売者の指定する保管場所、倉庫が原則である。保管後の当該使用済製品の処理責任は、当該製造業者・販売業者となる。
- ② 再販売、再生、資源化などは自社物として活用できるし、廃棄物として処理処分する場合は、製造業者・販売業者の名義と処理責任のもとにマニフェスト伝票に記載して持ち込むことになる。

6. 取引形態

- ① 具体的には、下取り回収物の運送費と処分費関係は、商習慣として当該製品販売価格に転嫁し、内部化される場合が多い。
- ② 事例として住宅の台所のディスポージャー取り換え設置工事の際、使用済ディスポージャーをメーカーの倉庫に持込む事例があった。下取り回収で許可不要となる。

